

総会

配布：一般

2015年2月2日

第69会期

議事日程議題 26 (b)

2014年12月18日に総会により採択された決議

[第三委員会の報告書に基づく (A/69/480)]

69/145. 世界青年技術デー

総会は、

青年のための世界行動計画を採択した1995年12月14日の50/181および2007年12月18日の62/126の総会諸決議、その中で勧告された青年に関する行動を含む、青年：対話および相互理解に関する総会のハイレベル会合の成果文書を採択した2011年7月26日の総会決議65/312並びに青年に関する政策および計画に関する2013年12月18日の総会決議68/130を想起し、

8月12日を国際ユースデーと宣言するという勧告を是認した、1999年12月17日の総会決議54/120、および2010年8月12日に始まる年を青年：対話および相互理解の国際年と宣言した、2009年12月18日の総会決議64/134もまた想起し、

国際年の宣言に関する1998年12月15日の53/199と2006年12月20日の61/185の総会諸決議および国際年と記念祭に関する1980年7月25日の経済社会理事会決議1980/67、特に宣言に関する合意された基準に関するその添付文書の第1項から10項、並びに国際デーまたは国際年は、その準備と資金調達のための基本取極がなされる前に宣言されてはならないことを述べている第13項と14項を再確認し、

その大多数が途上国で生活している、2013年に世界で7,450万人と予測される、失業してい

る青年の多さに懸念を表明し、

加盟国が、特に途上国における青年の必要性と憧れを叶えることに、重要な役割を有していることに留意し、

青年による技術の習得を促進することは、生活と仕事に関して告知された選択を行う能力を高めそして変化している労働市場に対するアクセスを彼らが得るために、彼らの能力を高めるであろうことを認識し、

1. 世界青年技能デーとして7月15日を指定することを決定する。
2. 全ての加盟国、国際連合システムの組織および他の国際的なまた地域的な機構並びに青年主導の組織を含む市民社会に対し、教育、キャンペーン、ボランティアおよび市民意識向上活動を通じたものを含む、国の優先事項に従った適切なやり方で、世界青年技能デーを記念することを招請する。
3. 本決議の実施から生じるであろう全ての活動の経費は、自発的拠出金から賄われるべきことを強調する。
4. 事務総長に対し、全ての加盟国およびオブザーバーの国並びに国際連合システムの全ての組織の注意を本決議にもたらすことを要請する。

第73回本会議

2014年12月18日